

○ ○
統 統
計 計 統
法 法 計
施 行 法 施
行 令 平 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 案
(平 九 年 十 一 部)
成 二 法 律 第 五 十 三 号
十 年 政 令 第 三 百 三 十 四 号
政 令 第 三 百 三 十 四 号)
抄 案 参 照 条 文
抄 文

○統計法（平成十九年法律第五十三号）抄

第十六条 基幹統計調査に關する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）抄

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第二欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第三欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第五欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第四欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

別表第一（第四条関係）

		基幹統計	
		事務の区分	
		統計調査員に関する事務	統計調査員の設置に関する事務
事務、査票の配布、審査等に関する取扱	じ区が調査。域調査区へ関する。当計にいう。その他の個人をはる事務同様き員	報告義務を負う。以下他個人をす法同じ。体又はする事務	幹ととににび全のな活び事に産業全計する目るら域的造経か業所け分て基的こか別及を済らの及る野の
三の令布に・すべきものとしる。産業省令で定めするも省配		二の報告義務者を把握するため	都道府県知事が行う事務
六の济産業省令で定めするものに・限経す	五する事務調査区の設定及び修正に關	四三票の交付に関する事務	市町村長が行う事務

その他の事務	
九 臣、総務大臣及び他の都道府県知事並びに大	<p>八 事の二欄くへ事務必第次第。前第要四的八号四な号のに号事に審査規査規査規定に定及する記す関するこも入るする調査事査項の調査票務票第を査するへ</p> <p>七 事の令審規務に・査定市す果査い業名報務に・査定市す町るにのる所称告限経すす町るにのる所称告る済べる村事基実かに及を。産き調長務づ施否おび求業も査にの票対の送令とし市前に定め總務長号するも省がに</p> <p>六 関結調て事の令審規務に・査定市す果査い業名報務に・査定市す町るにのる所称告限経すす町るにのる所称告る済べる村事基実かに及を。産き調長務づ施否おび求業も査にの票対の送令とし市前に定め總務長号するも省がに</p> <p>五 事の令集事務に・す調務限經べきものとして総務が取集に定めするも省が</p> <p>四 事の令集事務に・す調務限經べきものとして総務が取集に定めするも省が</p>
十一 町村長との連絡に關する他の事務	<p>八 関號務必前すに号前。前号規定及び取集に定めることに關するも省が取集に定めることに關するも省が</p> <p>七 濟産業省令で定めることに關するも省が取集に定めることに關するも省が</p> <p>九 関號務必前すに号前。前号規定及び取集に定めることに關するも省が取集に定めることに關するも省が</p> <p>十 関號務必前すに号前。前号規定及び取集に定めることに關するも省が取集に定めることに關するも省が</p>

備 考	(略)	
	(略)	<p>十　十　十　十　十　十</p> <p>市町村長との連絡に関する事務</p> <p>務市町村に於ける調査票の提出の用紙</p> <p>する二調査物紙市町村の送付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>す他す五書臣四の臣三関す二調査物紙市町村の送付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>する前る類に報実にする査物紙市町村の送付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>事各書前の対総告施対総事務市町都道のの村長に於ける調査票の提出の用紙</p> <p>務号類各提す務に状す務事務町都道のの村長に於ける調査票の提出の用紙</p> <p>にの号出る大関況る大務の村報府送付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>掲作にに調臣すそ調臣の村長に於ける調査票の提出の用紙</p> <p>げ成掲関査及る及びす票事他にび事務必要する經済産業の調査票の提出の用紙</p> <p>事びるるそ經務必要する經済産業の調査票の提出の用紙</p> <p>務保事事の經済産業の調査票の提出の用紙</p> <p>に管務事務他産業の調査票の提出の用紙</p> <p>附そに関係大項務に關する事務の調査票の提出の用紙</p> <p>帶の関係大項務に關する事務の調査票の提出の用紙</p>
	(略)	<p>十　十　十　十　十二</p> <p>十二の統計調査員に対する調査のための調査票</p> <p>務必要の用紙</p> <p>す他す六係五るの査四査三務必要の用紙</p> <p>る前る書事他にの査四査三務必要の用紙</p> <p>事各書前類都道の廣報府送付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>務号類各の道の廣報府送付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>にの号送府付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>掲作にに知事に付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>げ成掲關査及る及びす事務保事事務に付と対応する調査票の提出の用紙</p> <p>事びるるそ經済産業の調査票の提出の用紙</p> <p>務保事事の經済産業の調査票の提出の用紙</p> <p>に管務事務他産業の調査票の提出の用紙</p> <p>附そに關係大項務に關する事務の調査票の提出の用紙</p> <p>帶の關係大項務に關する事務の調査票の提出の用紙</p>

大臣、他の都道府県知事及び」と、同欄第十三号及び第十四号中「総務大臣及び経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」と、同項第四欄第九号中「前号」とあるのは「第七号」とする。
二 前号に規定する場合以外の場合における一の項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号に掲げる事務は行わないものとする。

三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。四の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも同欄第一号に規定する調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。）を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げ

八 七

にに 護るて る
限お十に基行第事
るけの関幹う三務
。る項す統場号は
一同のる計合及行
に項規事をにびわ
掲第定項作お前な
げ四のを成い二も
る欄適定すて号は
事第用めるはのと
務二にたた、規に
号つ契め當定する
つかい約の該に
いらての調市よ
て第は締査町り
は五、結の村市
、号特そ結長町
東ま別の果は村
京で区他知、長
都及の必ら二が
知び長要れのこ
事第はなた項の
が十市措秘第表
行四町置密一に
う号村をの欄規
も（長講漏、定
の同じえ四する
と欄含ないの項
す第まけの事
る二れれ危第務
。号なば険一の
かいなを欄一
らも（ら防又部
第のな止はを
五とい。す五民
号し、るの間事
まで特ため第業
に別、一者
係区、秘欄に
るの密に委
部区、掲託
分域、保げし